DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

外国組織によるベトナム人の採用：2026年11月15日から何をすべきか?

2026年11月15日施行

根拠：*2026*年*9*月*25*日付政府政令第*371/2026/NĐ-CP*号（政令第*152/2020/NĐ-CP*号との比較）

www.dedica-law.com · david@dedica-law.com · +84 39 969 0012

外国組織がベトナム人を採用する際、何をすべきですか?

従来（政令第152/2020/NĐ-CP号）	2026年11月15日から（政令第371/2026/NĐ-CP号）
採用ニーズを通知する義務も、募集情報を公開掲載する義務もありません。	**管理機関・組織に書面で通知し、募集情報を公開掲載しなければなりません。**
法的根拠： “…ベトナム人労働者を使用する必要がある場合、外国の組織・個人は**直接採用するか、職業紹介サービス組織、労働者派遣企業、またはベトナム人労働者の採用・管理の権限を有する組織を通じて採用する**…”（政令第152/2020/NĐ-CP号第24条第1項）	**法的根拠：** “…ベトナム人労働者を採用する必要がある場合、外国の組織・個人は**書面で通知しなければならない**。通知は、直接、郵便サービス、または本政令第5条に定める管理機関・組織の公式電子メールアドレスを通じたオンラインにより行い、職務ポジションおよび採用予定人数を明示する。同時に、外国の組織・個人は**ベトナム人労働者の募集情報を公開掲載しなければならない**…”（政令第371/2026/NĐ-CP号第6条第1項）

管理機関・組織とは? 外務省が権限の委譲、授権、任務の付与、発注または入札により、ベトナム人労働者の管理を担当させる機関・組織をいいます（政令第371/2026/NĐ-CP号第5条）。

根拠：政令第*152/2020/NĐ-CP*号第*24*条第*1*項、政令第*371/2026/NĐ-CP*号第*5*条、第*6*条第*1*項、第*13*条第*1*項

政令第371/2026/NĐ-CP号の適用対象となる外国の組織・個人は?

1 **外国の外交使節団・領事機関**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項a号

2 **国連システムに属する国際機関、政府間国際機関、地域・準地域機関の代表機関**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項a号

3 **外国政府所属機関の代表事務所**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項b号

4 **外国の通信社、新聞、ラジオ・テレビ機関の常駐事務所**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項c号

5 **ベトナムの権限ある機関から登録証を付与された外国の非政府組織**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項d号

6 **上記の組織で勤務し、ベトナム人労働者を使用する外国人**
政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第3項

根拠：政令第371/2026/NĐ-CP号第3条第2項、第3項

国家雇用取引プラットフォームへの掲載は義務ですか?

従来（政令第152/2020/NĐ-CP号）

規定なし

政令第152/2020/NĐ-CP号は、ベトナム人労働者の募集情報を公開掲載する義務を定めていませんでした。

2026年11月15日から（政令第371/2026/NĐ-CP号）

国家雇用取引プラットフォームへの掲載は必須ではありません。組織は次の3つのチャネルのいずれかを選択できます：

1. **国家雇用取引プラットフォーム（www.vieclam.gov.vn）**
2. **その他の適法な求人情報ポータル**
3. **組織の公式ウェブサイト**

法的根拠：

“…外国の組織・個人は、ベトナム人労働者の募集情報を国家雇用取引プラットフォーム（アドレス：*https://www.vieclam.gov.vn*）**またはその他の適法な求人情報ポータル、もしくは組織の公式ウェブサイト**に公開掲載しなければならない…”（政令第371/2026/NĐ-CP号第6条第1項）

根拠：政令第*152/2020/NĐ-CP*号第*24*条、政令第*371/2026/NĐ-CP*号第*6*条第*1*項

適用対象の組織は、どの手順でベトナム人労働者を採用・管理しますか?

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
通知と掲載 管理機関・組織に書面で通知（職務ポジション、採用予定人数）し、3つのチャネルのいずれかに募集情報を公開掲載します。 政令第371/2026/NĐ-CP号第6条第1項	**採用** 組織が自ら採用するか、提供した職務記述書に基づき、管理機関・組織に候補者の選考・紹介を依頼します。 政令第371/2026/NĐ-CP号第6条第2項、第3項	**労働契約締結後10営業日以内** 組織は、氏名、個人識別番号、職務ポジション、就業開始時期を通知します。労働者は個人情報票と労働契約書の写しを提出します。 政令第371/2026/NĐ-CP号第7条第1項、第2項および第8条	**労働契約終了後10営業日以内** 組織は管理機関・組織に書面で通知し、終了の理由を明記します。 政令第371/2026/NĐ-CP号第7条第4項

管理機関・組織へのすべての通知は、直接、郵便サービス、または当該機関・組織の公式電子メールを通じたオンラインで送付します。

根拠：政令第371/2026/NĐ-CP号第5条、第6条、第7条、第8条

お問い合わせ

DEDICAの弁護士および法律専門家チームが、常にサポートいたします。今すぐご連絡いただき、ご相談と専門的な法務サービスをご利用ください。

企業・投資
刑事

顧問法務サービス
M&A（合併・買収）

紛争解決
商標・著作権

住所

ホーチミン市 Xuân Hòa 区 Hai Bà Trưng 通り
171番地 A&Tビル11階

電話

+84 39 969 0012

メール

david@dedica-law.com

ウェブ

www.dedica-law.com

今すぐお電話いただくか、メッセージをお寄せください。